

達する上においてもこれは正道である。こういうような感じで進んでおるわけであります。堅持だけを申し上げますと、そういう堅持でございませう。

○小金委員 そのいう堅持はわかりませんが、十九日の就任早々、新聞記者を通じて国民に御発表になった御意見とはあまりにも食い違いがはなはだしい過ぎる。六カ年計画について強力に実施する筋金が欠けているのではないかと質問に対して、あなたはこういうことを言っておられる。今の数字そのものは、まだ国民全体にアッピールするものにはなっていない。六カ年計画のことだと思いますが、そこで生産も輸出も低過ぎる。閣議決定までには、自由党や社会党にも相談し、また一種の国民会議みたいなものを開いて、国民全体の納得できる計画にする。それまでは法律や規則で縛っても、かえってじまになる。民主党内閣の寿命を考えて、ゆっくり練る。こういうことを言っておられます。これはとりもなおさず、こういう重大な長期経済計画については、他の党派とも相談をしたい、こういう御意向のようでありますが、相談をなさいましたか。

○高橋國務大臣 初め一月に発表いたしました経済六カ年計画は、これは省内におきまして急速に作り上げたものでありまして、この数字は逐次変更すべきものだということの前提のもとにあの目標を出したのであります。これを完璧なものにするためには、どうしても政党政治というものを超然として立つてやらねばならぬ、六カ年計画というような長いものでありますから、一政党の一機関の仕事としてはなかなかこれはやれるものでない、どうして

も六年間引き続いてやるという方針をとらねばならぬ、それには、政党政治を超越してよく御意見を聞きたい、こういう所存で今でも私はおるわけなんです。それまでの間には、各実業界の方々なり、学者、経験者に毎月寄っていただいたりその審議をいたしておるようなわけであります。表面的に各政党に渡りをつけて、こうやっていいたしたいというところまで進む段階にはまだ達していないわけでありませう。しかし、できるだけ政党政治を超越して立つた方々の御意見をよく承わって、毎月会合もやっている、こういうわけであります。

○小金委員 経済の目標とが具体的に政策が相連していることが、政党がそれぞれ異なった立場をとって、別になつてくる原因でありまして、政策がバック・ボーンであるのが政党の真髓だと私は思う。意見を聞くということとは、参考にするとか、あるいは他山の石とするというような意味でお聞きになるのか、それとも、長期の計画を立てるためには協力を求めるという意味で聞かれるのですか、どちらのお心持でありますか。

○高橋國務大臣 ただいま申し上げました通り、六年あるいは十年という先々の日本の経済の歩み方の目標を立てるということにつきましては、政党政治でなく、国家として立てるべきものだ。これの実行に当りましては、政党の政策によつて、場合によつては相当変えるべきものだろうと思ひますが、少くともその目標というものを作る上におきましては、これは、だれが考えても一本でなければならぬと私は思うのでございませう。そういう意味に

おきまして、私は、この六カ年計画の目標というものにつきましては、政党政治を超越して立てていただきたい、という所存であります。これは私の信念でございませう。

○小金委員 それならば高橋さんは、むしろ、政党に入らずに國務大臣に就任されたらよかつた。なぜ政党に入らしたか。私は、あなたの親友からすればその意見を言われた。高橋國務大臣としては、むしろ入党なんかしない、で、議席なんか場合によつては持たないで、そうして今の強い信念を通すのが高橋國務大臣の使命である。何ゆゑに一党一派に入つたか。一党一派に入つて、われわれは国民として目標をきめなければならぬから、意見を言えとか、同調しろとか言われるが、政党政治が実行されている今日、これは認識が少い、どうかしているのではないか。あなたの近しい人で、私もしばしば意見を聞いている人たちが、あなたの出所進退について情んでゐる。ことに、国民としての意見を聞かれるというのには、あなたは何を言つて言われるか。あるいは経済関係の団体とか、あるいは労働組合の団体というふうなことを言われるかも知れぬけれども、ただここに、新聞に発表された今の言葉のように、国民として云々といわれまふが、これは往年の国会を無視した近衛内閣時代でありましたか、国民の全体会議を招集するという思想に一派通ずるものがあるのではないかと私は思ひますが、その辺のあなたの御心境はいかがでございませうか。

○高橋國務大臣 ただいま小金委員から私の一身上のことについていろいろ御注意を願ひましたことは、これは私

個人のことでございませう、個人的に考えさせていただきたいと思ひます。

○小金委員 私はあなたのお持ちになつてゐる経済六カ年計画の具体的数字に触れる前に、せつかく今のあなたの抱負をもつて経済企画庁というふうなものを作られる以上は、単に各省から資料の提出を容易ならしめる、あるいは國務大臣が経済企画庁の長官としての監督をするというふうなことのほかに、根本問題として、日本の経済目標を確立するために重大なすべきこととがあるのではないかと。ことに本案説明の冒頭に、わが国の経済の自立を達成し、完全雇用の実現をはかることを重要な使命としておられる。完全雇用ということは、言うはやさしくして、実現は非常に困難が伴う。ことに各省から資料を出させる、また人を集めて経済企画庁を充実するというふうなことを口にする前に、人口問題をどう考えようかと。何ゆゑに人口問題についておつと具体的に企画庁が口を出せぬか。あるいはあなたの抱負経緯、まただれが長官になつても、その根本問題であるところの人口問題について、どういふ計画といひますか、考え方を持っておられますか、これを伺いた

○高橋國務大臣 ただいまの小金委員

の御意見は、私は本質的に非常に尊重するわけでありませう。国家の一つの計画を立てます上において、人口がすべての中心になるということは御同感でございませうが、私の今立てておりますこの六カ年計画においては、人口問題は内閣の人口調査所において研究いたしました数字を基礎にして、その経済方面だけを見ておるというだけであります。それが、それにつきましては、今後さらに日本の人口はどういふふうな、つまり政策的に、あるいは家族計画を立てるとか、あるいは人口調節をするとか、こういう問題は一つの政策として別途に考えていきたい、こういう所存でございませうが、ただいまの六カ年計画にはそれは確かに御指摘のごとく申上げておきます。これをやらなければならぬということにつきましては、小金委員の御指摘のごとく最も重要な問題だと私は考えております。

○小金委員 かつては物については物資動員計画、俗にいう物動があり、貿易についても一つの貿易計画によつて外貨予算等があり、それから人については、戦前は人の動員計画がありまして、私はそういう動員計画というふうなものに持つていくことは、今のわれわれの立場からいけば、にわかには賛成しがたいものであります。しかしながら人口問題を内閣の人口調査会なり、あるいは厚生大臣の区々たるそういう意見や、あるいは各省の機関でできめたり、実行しようとするのは無理がある。それこそ大所高所に立つて、こういう企画機関で、日本の人口の配分とかあるいは戦時人口の配分地図ともいふべきものを考えて、これをやら

るべきものでない、どうして

なければならぬと私は思う。ことにあなたがつたてられる完全雇用というふうなものは、まず第一に人口問題が基礎である。しかしあなたは、それは非常に大事であるということに同調して下さいますか、これはお考え願えることと思いますが、次に大事なこと、完全雇用と言いますが、すけれども、一体日本の教育制度をどうするか。このような漫然たる六・三制や、さらにまた高等学校、大学の制度で、また片方に私学があつて、どう教育をするか。日本に必要な、また将来必要となるべき職能を授ける教育についてどういふ発言権を持つか。

これは非常に大事な問題であつて、精神教育と言いますと古臭いようでありますが、一体日本人たることを忘れるような教育をするのはもつてのほかであります。それは基礎であるから当然であります。そのほかに日本の経済から見まして、将来は機械工業の技術を仕込んだり職能人を作る、あるいは化学工業、あるいはまた貿易に関するいろいろな技術だとか知識だとか、こういうようなことについては、今の教育を文部省だけにまかせることなく、産業の自立計画あるいはあなたの言われる完全雇用を目標として考えられるならば、当然私は文部省に対してあなたの立場から発言できることが絶対に必要だと思ふが、この点についてはどういふふうにお考えでありますか。

○高橋國務大臣 たいだいまの小金委員の御質問によつて、私は非常にいいサ、ゼスチョンを得たと考えております。第一に私が考えておりますことは、人口の数という問題だけでなく、人口をどういふふうに分けるかという問題

は、この経済六カ年計画で当然考えなければならぬ問題で、私もまたこの人口を、現在におきましては農業方面には約四五%、これにまた吸収することは困難から、できるだけ第二次、第三次方面に吸収していき、農業方面はもう六カ年においてはほとんどパーセンテージはふえない。そうして大体増加する人間の二〇%を工業方面、一八%を第三次産業に向ける、こういうような計画を立てておられますけれども、これはほんのめどだけであります。ほんとうにこれを実行に移すためには、たいだいま小金委員の御指摘になりました通り、教育制度から変えていって、どうしてもこれだけの人間は工業方面にやらなければならぬ、工業はこういう方面にやらなければならぬといふことがきまれば、その方面の学校にもよく連絡をとつてはめ込んでいく、あるいはこれだけの人間を移民させなければならぬといふことであれば、移民するうちに、年に五万人なら五万人やるというのなら、五万人の移民教育をやるといふことまで持つていくのは当然だと思ふます。私は全く同感でございます。これをたいだいまで考えていなくつたといふのは私の手落ちだと思ふますので、よく考えてみたいと思ふます。

○小金委員 私は今の学校教育、職能教育の問題を大事に取り扱つていただきたい。特にこれだけを真剣に実現できるようにしていただければ、あとの経済自立はおのずからできる、完全雇用もおのずからそれに近いものになつてくると思ふ。ことに今國務大臣の方から移民の問題に触れられたが、私は移民の問題は要するに数の問題でなく

質の問題である、これを痛切に感じておるのであります。ことに今世界の経済上から見て、後進国といわれる東南アジア十数カ国に対して、日本は経済開発で協力的な立場をとらうとしてゐるのでありますから、これらを勧誘した経済計画を立ててもらふねと、ややもすると貿易に走る者は貿易だけを考へ、また技術に走る者は技術だけを考へますが、これらを勧誘して初めて総合的なものを作り上げることが私は大事だと思ふ。移民については今度移民局の設置もあるようでありますが、これに対して今の経済審議院はどういふ発言というか、関連を持たれますか。

○高橋國務大臣 移民局はさしあたり外務省に置くことになつておりますが、審議院はこれに対して相當の発言権を持つていきたいと思います。この発言するところはどういふところに主眼を置くかと申しますと、たいだいま小金委員がおっしゃつたごとく、今までは農業移民が主体でありましたが、これを減する必要はありません。やはりこれを奨励していきたいと思つております。しかし、後進国と言ふと語弊がありますけれども、東南アジアあるいは中南米方面をよく見ますと、これからは日本の中小工業者をできるだけこの方面に送りたい。同時に現在日本で進んでおります工業力、これを加味いたしまして、工業移民として日本のプラント輸出と一緒にからんで、あるいは場合によれば相当期間プラントを投資して、それに対してこれを動かすところの人間を送つていく。つまり従前の農業移民の域を脱して、今後は工業、引き続いて商業、こういうふうな方面の移民を増加していきたい

い。こういうふうな意味におきまして、今度外務省にできまます移民機関に對しましては、相當の発言をする考えでございます。

○小金委員 私は職能教育というか、学校教育も兼ねて、今どういふ状態になつておるか詳しいデータは持ちませんが、かつて満州事変後、日本の工業が飛躍的に発展して参りました昭和十二年の暮れから、昭和十三年の暮れにかけて、経済五カ年計画を実施しようとして、私も立案に當つたのであります。私ども立案に當つたのは、日本に工業技術者がいないといふことでした。これは驚くべきことであります。昭和十二年まで十数年間、日本にあつた高等工業が一人も学生の定員を増加してなかつた。そこへ急激に日本の工業が膨張して、高等工業学校の卒業生が一番役に立つたか、どうしてこれをふやすかといふことで、廊下に机を並べさせて学生の収容人員を二割くらい増加させたことがあるが、そういうことでは間に合わない。だからそういうことをあらかじめ考えてやつておかれることは、私は非常に必要だと思ふます。これは企画院のようなものができれば、当然文部省に強力な協力を求めて、あやまちなきようにしてもらいたい。そのような技術者を養成する学校と同時に、今あなたも触れられたようであります。もつとフォアマンとあるいはそれ以下の技術者を養成することが、私は大事だと思ふ。中学校卒業程度の者に短かい年限で技術を修得させること、設備が、私は必要だと思ふ。これらについて私は十分ではないと思ふが、このお考えはどうでございますでしょうか。

○高橋國務大臣 現在の世情から申しまして、私は現在の教育制度自身がどうだらうかと思つて、多少批判的である点は、あまりに大学の数が多くなつて、トップ・ヘビーになつてしまつて、議論をする人ばかりがどんどんふえてきはないかといふことを、非常に心配いたしております。従前、戦争中はもちろんのこと、私どもは長い間工業界で生活しておりましたが、常に第一流の学者は相当手に入りやすいが、ほんとうに工場で働いて黙々と機械を取り組んで、自分の一生を終ることを天職と心得る人々がはなはだ少なくなつたといふふうな感じもいたしてゐるわけでありまから、今後やはりほんとに實際の仕事に従事して、一つの機械、一つの仕事と取り組んで、ずっと一生を送るというふうな教育も相當やつていきたい。同時にこの人々に対しては、必ずしも会社の社長になるといふよりも、一つのフォアマンとなつていくことの方が、生活も安定するといふふうなぐあいに持つていくといふことが、政策としても必要だと思ふし、教育の方も、そういう教育をする必要があるといふことを、私は非常に痛感している一人でございます。

○小金委員 先ほど移民の問題がちょっと出ましたが、農業移民については、農林省が非常に力を入れることはけつこうです。し、商工移民については、通産省が力を入れることはけつこうであります。実は外務省とのあつれきがひど過ぎる。それは各省の局長とか次官とかいふものが自分の仕事に熱心になれば、当然ぶつかりましよう。そこでこれらを調整する権限を、やはりどこかで持つことが必要なん

で、

す。政党内閣であるから、政党内閣の機内でやるのもよろしいが、一体内閣の部内です。それをやるべきであります。これらについても、私はただ勧告だけでは弱いと思う。いざ勧告権についてはあらためてたゞしですが、そういうことを私は考えていることを申し上げておきます。

それから高橋国務大臣の抱負経論の一端として、予算大綱の編成権とか、あるいは金融政策の方向決定権というものをもちたいのだというふうな気があつたのでありますが、その点いかがですか。

○高橋国務大臣 お話のごとく、六カ年計画を執行する上においては、そういうふうな権限を持てばいいという感じは、確かにいたしております。しかし実際これを見てみますと、実行の方は行政各官庁の方でやってもいいので、だから予算のごときも、これは大蔵省でやってもいいが、この予算を作るものと計画については、やはり私どもが発言したい、また発言すべきものだ、こう存じております。

○小金委員 財政投融資を初めとして、そのほかの金融政策の方向決定権についても、同様な気持でございますか。

○高橋国務大臣 同様な気持でございます。私どもの持つております審議会に別の部会でも作りまして、そこでできるだけ各方面の御意見も聞き、発言もしたい、こう存じております。

○小金委員 それならば、人員の増加とか何とかいうことは別にして、スタッフの増進をやらなければいけないと私は思う。各省からきわめて優秀な人

を今の経済審議会にもらつておりながら、これが働かない。これを働けるようにするには、私は上にいる大臣の責任にかかっていると申す。その点について十分だと私は考えております。長官はどうか考えておられますか。

○高橋国務大臣 ただいま小金委員の御指摘のごとく、各省から優秀な方に來てもらつておられますが、いろいろな御意見を聞いておられますが、フルに働いてもらうには、もう少し考えていかなければならぬ、こういう所存でございます。

○小金委員 「長期経済計画の観点から関係各省の政策ないし計画の調整をはかり、政府の諸施策の総合性、計画性を保持し、長期経済計画の実施を強力に推進して参る所存であります。」これは作文としてはまことにけっこうであります。これはもう十数年前から、企画庁というふうなものが作られれば、必ずこういう文句が出るが、それがもう二十年も履行できない状態です。だからこの点はやはり考えてもらわなければならぬと思つております。そこで私は「長期経済計画の推進のためには、重要な政策及び計画の立案につ

きまして、関係行政機関の長に必要な勧告をなし得ること」とあるが、一体この勧告という文字の法律上の性質はどういうものでありますか、これをまづ承知いたします。もし長官でわからなければ政府委員でけっこうです。

○酒井政府委員 ただいま御質問のありました勧告権でございますが、これはただいまお話がありました長期六カ年計画に基きまして、各省大臣がその責任でいろいろ計画を立ててになると

いう場合に、六カ年計画の観点から若干意見を述べますときに、審議長の長官といたしまして意見を各行政機関の長に対して述べて、こういうふうにしてもらいたいということを勧告するわけでございます。もちろんこれは相手方の行政機関の長を拘束すると申しませんが、長官がその勧告に従わなかつた場合、法律的にどうなるかということにつきましては、別段罰則があるわけでもございませぬし、最終的には閣議で御調整になると思つておりますが、しかし各行政機関の長は法律に基いて行政を行ふ義務がございます。従いまして経済審議長の設置法に勧告権というものが規定されておりますから、十分それを尊重していただくということに行政上はなるかと思つております。

○小金委員 それでは局長会議あるいは次官会議で勧告をするということもあり得るのですか。

○酒井政府委員 ただいまの勧告権は経済審議会——今度名前を変えまして経済企画庁というふうにしてあります。経済企画庁の長官が各行政機関の長に対していたしますのは法律上の勧告でございます。あるいは局長クラス、次官クラスというふうな会議でもちろん事実上の勧告と申しますが、総合調整はいたしませんけれども、正式の法律的な勧告権というのは経済審議長の長官から行政機関の長に対してするものだけでございます。

○小金委員 かみしもを着ていへば、それは長官から長官に行くのときまづいふ。しかし長官から長官に行くときにははやぶつつかつてしまつておる。そのときに、経済審議長の長官は国務大臣をもつて充てるといふことでございませ

から、閣議でそれをきめる、こうあらたはしておつしやる。ところが経済審議庁は総理庁の外局であります。だから内閣総理大臣を長官が動かして、そこで各省設置法に基いてその権限内でやる仕事であります。内閣総理大臣が命令をするというふうな仕組みまでなせられないのですか。

○酒井政府委員 私からお答え申し上げますが、現在の内閣制度のもとにございましては、総理大臣はもちろん各大臣に対していろいろ指示命令をすることができるわけでありませぬ。しかし経済審議庁の長官の勧告権は、そういう各大臣に対して命令をするというふうなことになつてしまつて、現在の内閣制度と非常に矛盾いたします。勧告権ということではただ勧告をいたしまして、もちろん尊重いたしてもらふのでありますが、それ以上に強い命令とか指示とかいふことは考えておりません。総理大臣が各大臣に対してはいろいろ御命令の権限があると思つてはおります。審議

長官としてはそこまですることは現在の内閣制度と矛盾するといふ意味におきまして、規定を設けておらぬのであります。

○小金委員 君の答弁はそれよりほかにないでしようが、私はそれを聞いておるのじゃない。各省設置法においてその権限内でやるのだから、それは各省がする。しかしながら閣議で国務大臣としての企画庁長官が発言するよりも、むしろ内閣の総理府の外局の長であるから、内部援助といひますか、内部工作によつて総理大臣に幅を持たせれば、経済企画庁の長官の考へておるような措置がとれるのではないか。今の内閣総理大臣は、君から説明を聞くま

でもなく罷免権を保持しているじゃありませんか。だからそれだけの強力なものが政治的にやれるというふうな考へてよろしいかどうか、これは長官にお尋ねいたします。

○高橋国務大臣 経済の六カ年計画を遂行します上において、内閣総理大臣から各省の長官にこうやつてくれということは、これはできません。審議庁長官は閣議に諮つて閣議を通じて各長官に自分たちの経済審議庁の考へていふことを申し上げる、こういうふうにいたしたいと思つております。

○小金委員 私はこの経済企画庁設置法の問題の中でのいろいろ含みが多いと思つて、特にわが国の経済の自立を達成して完全雇用の実現をはかるということは、去る二月の選挙前からの一つのスローガンであります。これを何とかしてこの際に出して少しでも実行に移したいという気持はよくわかりますが、今私が指摘いたしましたように、まず人口の配分とかあるいは職業教育の配分問題とか、これらの基本問題に何ら積極的に触れることなくして、経済の自立達成も完全雇用も実現することはなかなか困難だと私は思

う。特に戦後のこととなつた状態をまだ脱し切れぬ、ことに権利ばかりを主張する悪い風潮が残つておる今日、これは容易なことではない。むしろこういうふうな問題と並行して、今の人口問題とか教育問題とかいうようなことを相当強くここで発言もでき、また企画もできるような組織にする。それからこれは世界のどの国へ行つても、今非常に強く打ち出している思想であります。ことに東南アジアのよう

○**閣部政府委員** 行政機關職員定員法の一部改正を改正する法律案につきまして、先日の提案理由の説明に続きましてこの際補足説明を申し上げたいと存じます。法案のほかに資料といたしまして、お手元に定員法改正資料というのを差し上げてございますから、そ

と、総計六十三万一千八百四十八人が六十三万六千三百三十二人に増加したということでございます。その数字に基きましてこれからどんな職員がふえるかということにつきまして申し上げます。

それでお手元にお配りいたしました

くことに相なろうかと存するのでありますが、今年におきましては人員だけ減らすことにするといふので、四人を減らしました。従いまして総理府におきましては差引三十三人の増加に相なります。

次に警察庁におきましては七十五人

て四人を増加するということ、これは経済審議庁設置法によりまして御審議いただいたおる内容に基づくものでございます。

総理府はその程度にいたして次に法務省に参ります。法務省は百六人の増加に相なっておりますが、これは他の

員も減って参りましたし、中の秩序も非常に改良されて参ったというよう
な関係で巢鴨刑務所の職員の手があく
ことができるようになりましたので、
巢鴨刑務所からさらに百人を減すとい
うことで、減少の方は百一人を減す、
合せまして結局百六人の増加というこ

ての海難審判庁におきましては、これも海難審判事務が逐年増加の状況で、毎年の事務を翌年に繰り越す趨勢が著しいものでありますから、本年におきましてさらにこれを十人増加いたしました。海難審判受理件数の増加に対応したい、こう考えております。それで運輸省におきましては、結局二百三十二人の増加に相なっております。

次に郵政省について申し上げますが、郵政省の増加というのがこのたびの増加のほとんど大部分を占めているというふうな状態でございます。すなわち郵政省におきましては三千三百四十八人の増加に相なっております。そのおもなものを申し上げますと、結局郵便物量の増加ということとを第一に申し上げなければならぬのであります。すなわち郵便取扱業務量の増加によりまして五百四十八人、それから事務量の増加に伴いまして断続勤務の是正というふうなことも起きて参りますので、それに伴いまして五百四十五人、あるいは電話交換施設、これは結局電電公社の電話拡張計画に伴いまして独立の電信電話局を設けるに至らない、すなわち電電公社が直轄するに至らない電話施設は、郵政省が引き受けることになっておりますが、その交換要員その他が二千七百七十八人の増加に相なるわけであります。これらの経費はもちろ電電公社が負担するというふうに相なっております。これらがおもな増加でありまして、ただこの電信電話業務につきましては、その業務量が一定規模になりますと、電信電話公社で毎年これを直轄に移すということになっておりますので、本年におきし

ては、電電公社が直轄に移す分が四百人ございます。これは二十ヶ所ばかりだったと記憶しておりますが、四百人ばかり減らしますと、その減らす分を差引いたしますと、結局三千三百四十八人の増加に相なります。

それから労働省におきましては、ふやす方の要員といたしましては、失業問題の深刻化にかんがみまして、労働省の職業安定局に失業対策部を設けまして、これに力を入れようということに相なりました。これにつきましても労働省設置法で御審議いただくわけでありまして、この新設に伴う職員の増加四十六人につきましては、純増を避けまして、省内でやりくりいたしましてその職員を生み出すことにいたしまして、純増はございません。結局十六人の増加というのは、奄美大島の労働基準監督署その他からの繰り入れに伴うものでございます。

次に建設省におきましては、百九十三人の減に相なっております。この増加のおもなものを申し上げますと、結局政府の住宅政策推進に伴う新規の職員の増加、それから道路改良工事の増加とかそういうものの増加によりまして、五十一人の増加を認めようとするものであります。他面におきましては、官庁営繕業務が本年度におきまして相当減るものがございますから、官庁営繕職員の縮小二百二十人、これは業務量の減少に伴いまして、明年の三月三十一日まで月別計画によりまして、段階を追って二百二十人減らすことになっておりますが、それとの差引で、結局百九十三人の減少ということに相なっております。以上がこの定員法の定員の増減四千

四百八十四人の増加の内訳のおもなものでございますが、これにつきましてはいずれも予算の裏づけがありますので、この改正法律は昭和三十年七月一日から施行させていただきます。予定に相なっておりますが、ただこの際もう一つぜひ申し上げておかなければならぬのは、昨年の六万名の行政整理に際しましては、各省は原則として二年計画、すなわちことしでこれを終了いたすことに相なっております。関係の警察、文部省、厚生省の引揚援護関係の職員及び調達庁の職員につきましては、それぞれ三年計画または四年計画によって整理するというに相なっております。その際この六月三十日で整理が完了するわけでありまして、今申し上げました年次計画のものの第二年度の分は、ことしの六月三十日でそれぞれ定員が落ちる。すなわち厚生省で言えば四百十八人がこの六月三十日、調達庁で言えば三百二十三人がこの六月三十日に、現行法のままですと落ちるわけでありまして、これは昨年の定員法改正の御審議をいたいただきました際にもいろいろ御意見をいただきましたわけでありまして、これらの年次計画によりまして、これらについては、他の各省と違つて、その省の仕事の分量の関係で残すんだから、第二年度の年次計画のものにつきましても、他の一般の各省が昨年度受けましたと同じような、すなわち臨時待命を昨年度やつたわけでありまして、その臨時待命と均衡のとれたような措置を考へるべきであるというふうな御意見を、昨年の国会におきまして十分承わっております。そういう趣旨

を達成いたしますために、本年度の定員法の改正におきましては、臨時待命制度というものは用いせんが、臨時待命制度と趣旨を同じゅうして、それと均衡をとれるように、この整理される職員につきましては、勤続年限に応じて、最高十カ月から段階を設けて、この定員の外に置いて、期間が満了した場合にやめていただく。定員の外にいる数カ月の間は、俸給、扶養手当、勤務地手当は、臨時待命と同じように受ける。そうして、職務には従事しないで、身の振り方について専心できるような措置を考へるというふうな制度をとることにいたしておりますので、これらの制度に関する限りは、できるだけ早く、すなわち、この六月中に御審議を実施に移せるような措置を講じていただきたいと考えますので、この付則におきまして、この法律は七月一日から施行するが、いわば指名定員外制度とも申し上げますが、それにつきましては、この法律公布の日から施行できるようにしていただきたい、こういうふうな考えでできております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。
○宮澤委員長 質疑の通告があります。これは次会に譲りまして、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十二分散会

昭和三十年六月三日印刷

昭和三十年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局